第1章　総　則

第1条（約款の適用）

当社はこの約款（以下「約款」という）及び細則の定めるところにより、貸渡遠隔操作無人小型船キャッチハンター（以下「レンタルボート」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令及び国内における慣習に準拠するものとします。

2　当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応じることがあります。特約を締結した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

第2章　予　約

第2条（予約の申込）

借受人は、レンタルボートを借受けるにあたって、当社規定の料金により、当社の定める方法（使用目的「魚釣りの道具」）にて、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）に同意の上予約の申込を行うことができます。

2　当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタルボートの空保有数及び当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が別途定める場合を除き、当社規定の予約申込金を支払うものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、事前に当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消等）

借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタルボートの貸渡契約を締結するものとします。

2　借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消すことができます。なお、予約開始時刻を1時間以上経過してもレンタルボート貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。

3　借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定める当社規定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

4　当社都合により予約を取り消したときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するほか、当社所定の違約金を支払うものとします。

5　前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

6　借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第5条（代替レンタルボート）
当社は、借受人から予約のあったレンタルボート、付属品搭載等、の仕様等の条件（以下「条件」という）に該当するレンタルボートの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。
2　当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタルボートを貸渡すことが可能なときは、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタルボート（以下「代替レンタルボート」という）の貸渡を申し込むことができるものとします。
3　借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約の条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一条件で代替レンタルボートを貸渡すものとします。この場合、借受人は、代替レンタルボートの貸渡料金と予約のあった条件のレンタルボートの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
4　借受人が第2項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第5項を適用するものとします。
第6条（予約業務の代行）
借受人は、当社に代わって予約業務を取扱うキャッチハンター予約センター・提携会社『代理店』等（以下「代行業者」という）において予約の申込をすることができます。
2　前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してするものとします。
第3章　貸　渡
第7条（貸渡契約の締結）
借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。
2　使用者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で使用者「操縦者」の義務と定められた事項を遵守するものとします。
3　当社は、基本通達に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第13条に規定する貸渡証に使用者「操縦者」の氏名・住所・運転免許の運転免許証の番号を記載し又は使用者「操縦者」の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。
4　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
5　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は使用者「操縦者」に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。
6　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。

7　当社は、借受人又は運転者が前5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。

第8条（貸渡拒絶）

当社は、借受人又は使用者「操縦者」が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。

(1)　当社もしくは代理店業者が借受人がレンタルボートの使用「操縦」に必要な知識を有していないと判断したとき。

(2)　酒気を帯びていると認められるとき。

(3)　麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物の使用、中毒症状等を呈していると認められるとき。

(4)　当社との取引に関し、当社従業員及び関係者に対して、暴力的な言動、若しくは合理的範囲を超える負担の要求をし、信頼を欠くと判断した時。

(5)　風説の流布、又は偽計及び威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。

(6)　約款及び細則に違反する行為があったとき。

(7) その他、当社が不適当と認めたとき。

2　前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。

(1)　貸渡しできるレンタルボートがないとき。

3 前2項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第3項乃至第6項を適用するものとします。

第9条（貸渡契約の成立等）

貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、当社が借受人にレンタルボート（付属品を含む。以下同じ）を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2　前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第10条（貸渡料金）

貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。

2　貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。

(1)　基本料金

(2)　免責補償料

(3)　特別装備料

(7)　その他の料金

3　基本料金は、レンタルボートの貸渡時において、当ホームページに掲載する貸し渡し価格その他オプション設定価格の料金によるものとします。
4　当社が、貸渡料金を、第2条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
第11条（借受条件の変更）
借受人は、貸渡契約の締結後、第7条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。
第12条（点検整備等）
当社は、レンタルボート貸し出しにあたり、当社規定の（日常点検整備）及び（定期点検整備）点検をし、必要な整備を実施した上で貸渡すものとします。
2　借受人又は使用者「操縦者」は、レンタルボートの貸渡時に、別に定める点検表に基づく船体外観及び付属品の検査を行い、レンタルボートに整備不良がないこと等を確認をするとともに、レンタルボートが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
第13条（貸渡証の交付・携行等）
当社は、レンタルボートを引渡したときは、当社指定の貸し渡し契約書内容を記載した所定の貸渡証を借受人に交付するものとします。
2　借受人又は使用者「操縦者」は、レンタルボートの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
3　借受人又は使用者「操縦者」は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4　借受人又は使用者「操縦者」は、レンタルボートの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。
第4章　使　用
第14条（借受人の管理責任）
借受人又は使用者「操縦者」は、レンタルボートの引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタルボートを使用し、保管するものとします。
2　借受人又は使用者「操縦者」は、レンタルボートを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタルボートを使用するものとします。
第15条（日常点検整備）
借受人又は使用「操縦者」は、使用中、借受けたレンタルボートについて、使用する前に当社が定める（日常点検整備）を実施しなければならないものとします。

第16条（禁止行為）
借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
(1)　当社の承諾及び船舶法及び海上での使用において、法に抵触する行為及び、利用の目的が法に違反すること。
(2)　レンタルボートを所定の使用目的以外に使用、又は第7条の使用者「操縦者」以外の者に運転させること。
(3)　レンタルボートを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為。
(4)　レンタルボートを偽造若しくは変造、又はレンタルボートを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
(5)　当社の承諾を受けることなく、レンタルボートを各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し、又は他船「ゴムボートを含む」の牽引若しくは後押し等、釣り以外の目的に使用すること。
(6)　法令又は公序良俗に違反してレンタルボートを使用すること。
(7)　当社の承諾を受けることなくレンタルボートについて損害保険に加入すること。
(8)　レンタルボートを日本国外に持ち出すこと。
(9)　その他第7条の借受条件並びに貸渡契約に違反する行為をすること。
第17条（違法係留及び放置等の違反）
借受人及び使用者「操縦者」は、レンタルボートに関し、海上での法律を遵守し、取り分け付近を航行する船舶等との事故に十分注意を行うものとし、万一、他の船舶含む事故が発生した場合地域を管轄する海上警察（以下「海上保安庁」という）に届出・通報し、自らの責任と負担で解決を行うものとし、係る反則金等及び・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします。
2　当社は、海上保安庁・所轄管轄警察より、レンタルボートの違法係留及び違法使用の連絡を受けたときは、借受人又は使用者「操縦者」に連絡し、速やかにレンタルボート借受期間満了時又は当社の指示する時までに出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は使用者「操縦者」はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタルボートが海上保安庁及び所轄警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタルボートを海上保安庁・所轄警察から引き取る場合があります。
3　当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を船舶法反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は使用者「操縦者」に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人又は使用者「操縦者」が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルボートの返還を請求するものとします。
4　約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は使用者「操縦者」は、当社が必要と認めた場合は、海上保安庁・所轄警察に対して貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、貸渡証等の資料を提出することに同意しま

す。

5　借受人又は使用者「操縦者」がレンタルボート返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは使用者「操縦者」若しくはレンタルボートの探索に要した費用（以下「探索費用」という）を負担した場合、又は当社がレンタルボートの移動・保管・引取り等に要した費用（以下「ボート管理費用」という）を負担した場合は、借受人又は使用者「操縦者」は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。

⑴　使用「操縦」に対する違反金相当額

⑵　当社が別に定める違反違約金、海上事故等による罰則規定に基づく反則金

⑶　探索費用及びボート管理費用

6　当社は、借受人又は使用者「操縦者」が前項に基づき違反金を当社に支払った後に、当該違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に違反金が還付されたときは、その違反金を借受人又は使用者「操縦者」に返還するものとします。

第 5 章　返　還

第 18 条（借受人の返還責任）

借受人は、レンタルボートは借受期間満了時までに所定の返還場所に返還するものとします。

2　借受人は、天災その他不可抗力により借受期間内にレンタルボートを返還することができないときは、直ちに当社に連絡したうえ、指示に従うものとします。

第 19 条（レンタルボートの確認等）

借受人は、当社立会又は、当社の提携する代理店のもとに、レンタルボートを通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。

2　借受人は、レンタルボートの返還にあたって、レンタルボート内外に借受人、使用者「操縦者」の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタルボートの返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

第 20 条（レンタルボートの返還時期等）

借受人は、第 11 条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

2　借受人は、第 11 条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第 21 条（レンタルボートの返還場所等）

借受人は、第 11 条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担するものとします。

2　借受人は、第 11 条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタルボートを返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第 22 条（レンタルボートが返還されなかった場合の措置）

当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、船体位置情報システムを利用しレンタルボートの所在を確認するのに必要な措置を実施致します。

⑴　借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。

⑵　借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。

2　前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタルボートの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第 6 章　故障・事故・盗難時の措置

第 23 条（レンタルボートの故障）

借受人又は運転者は、使用中にレンタルボートの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第 24 条（事　故）

借受人又は使用者「操縦者」は、使用中にレンタルボートに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上適切な措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

⑴　直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

⑵　前号の指示に基づきレンタルボートの修理を行う場合は、当社又は、当社の指定する工場で行うこと。

⑶　事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

⑷　事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。

2　借受人又は使用者「操縦者」は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。

3　当社は、借受人又は使用者「操縦者」のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第 25 条（盗　難）

借受人又は使用者「操縦者」は、使用中にレンタルボートの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

⑴　直ちに警察又は海上保安庁に通報すること。

⑵　直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

⑶　盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 26 条（使用不能による貸渡契約の終了）

借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタルボートが使用できなくなったときは、貸渡契約はその時点で終了するものとします。
2　借受人又は使用者「操縦者」は、前項の場合、レンタルボートの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
3　故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタルボートの提供を受けることができるものとします。なお、 代替レンタルボートの提供条件については、第5条第3項を準用するものとします。
4　借受人が前項の代替レンタルボートの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタルボートを提供できないときも同様とします。
5　故障等が借受人、使用者「操縦者」及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6　借受人及び使用者「操縦者」は、本条に定める措置を除き、レンタルボートを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章　賠償及び補償

第27条（借受人による賠償及び営業補償）

借受人又は使用者「操縦者」は、借受人又は使用者「操縦者」が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2　前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は使用者「操縦者」の責に帰すべき事由による故障、レンタルボートの新規貸し出しができないことによる損害・損失については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。
3　前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」という）による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失、き損、又はその他の被害を受けた場合は、借受人又は使用者「操縦者」は、その損害を賠償することを要しないものとします。

第28条（保　険）

借受人又は使用者「操縦者」が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタルボートについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

⑴　対人補償　1名につき10千万円無制限

⑵　対物補償　1事故につき500万円（免責額5万円）

⑶　船舶補償　1事故につき時価まで（免責額10万円　）

2　保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は使用者「操縦者」の負担とします。

3　当社が前項に定める借受人又は使用者「操縦者」の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は使用者「操縦者」は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

4　第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは借受人又は使用者「操縦者」の負担とします。

5　第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

第8章　解　除

第29条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は使用者「操縦者」が借受期間中に約款若しくは細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルボートの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第30条（同意解約）

借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2　借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料＝｛(予定借受期間に対応する基本料金）－（貸渡から返還までの期間に対応する基本料金)｝×50％

第9章　雑　則

第31条（相　殺）

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第32条（消費税）

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第33条（遅延損害金）

借受人又は使用者「操縦者」及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったと

きは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
第34条（代理貸渡事業者）
当社に代わって他の事業者がレンタルボートの貸渡を行なう場合（当該事業者を「代理貸渡事業者」という）には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。ただし、「個人情報の取扱いについて」、第12条、第16条、第25条乃至第27条（ただし、レンタルボートの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、当社及び代理貸渡事業者とする）、第36条に関する事項は除くものとします。
第35条（準拠法等）
準拠法は、日本法とします。
2　邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。
第36条（約款及び細則）
当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。
2　当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗及び代理店に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。
第37条（管轄裁判所）
この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所又は、代理貸渡事業者の所在地をもって専属的合意管轄裁判所とします。